ニ　ヘッジ対象資産がクレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の信用事由判断のための参照債務に含まれないことを除き、前号イからホまでに掲げる全ての要件を満たす場合。ただし、ヘッジ対象資産が決済のための参照債務に含まれていることを要する。

四　前三号に該当しない場合には、ロング・ポジション及びショート・ポジションの双方に対して個別リスク相当額に係る自己資本賦課を行う。

8　前二項の規定にかかわらず、債券等のショート・ポジションの個別リスク相当額に代えて、当該ショート・ポジションにおいて発生し得る最大の損失額を当該ショート・ポジションの個別リスク相当額とすることができる。

第十条を削り、第十一条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

（内部管理モデル方式による市場リスク相当額）

第十条の二　内部管理モデル方式を用いて算出する一般市場リスク及び個別リスクに係る市場リスク相当額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、バリュー・アット・リスクは一営業日に一回以上の頻度で計測するものとし、ストレス・バリュー・アット・リスク（適切なストレス期間を含む十二月を特定し、当該ストレス期間におけるヒストリカル・データ（過去に実際に発生した価格変動を表す数値をいう。以下同じ。）を金融商品取引業者が現に保有するポートフォリオに適用して算出したバリュー・アット・リスクをいう。以下同じ。）は一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。

一　次のイ及びロに掲げる額のうちいずれか大きい額

イ　算出基準日のバリュー・アット・リスク

ロ　算出基準日を含む直近六十営業日のバリュー・アット・リスクの平均値に次条第一項に定める乗数を乗じて得た額

二　次のイ及びロに掲げる額のうちいずれか大きい額

イ　算出基準日のストレス・バリュー・アット・リスク

ロ　算出基準日を含む直近六十営業日のストレス・バリュー・アット・リスクの平均値に前号ロの乗数を乗じて得た額

2　内部管理モデル方式を用いて算出する追加的リスクに係る市場リスク相当額は、次に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。ただし、第十三条の二第三項に規定する追加的リスク計測モデルにより算出される追加的リスクの額は、一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。

一　算出基準日の追加的リスクの額

二　算出基準日を含む直近十二週間の追加的リスクの額の平均値

（乗数）

第十一条　内部管理モデル方式における乗数は、次の表の上欄に掲げる超過回数（内部管理モデルを用いる部分について、算出基準日を含む直近二百五十営業日の日ごとの損益（実際に発生した損益又はポートフォリオを固定した場合において発生したと想定される損益をいう。）のうち、その日ごとの損失の額が、保有期間（ポジションを保有すると仮定する期間をいう。以下同じ。）を一日としてリスク計測モデル（第十三条の二第三項に規定する追加的リスク計測モデル及び第十四条の八第四項第三号に規定する包括的リスク計測モデルを除く。）を使用して算出した日ごとのバリュー・アット・リスクを上回る回数をいう。以下この条において同じ。）に応じ、同表の下欄に定める値とする。

超過回数	乗数
零	三・〇〇
一	三・〇〇
二	三・〇〇
三	三・〇〇
四	三・〇〇
五	三・四〇
六	三・五〇
七	三・六五
八	三・七五
九	三・八五
十以上	四・〇〇

2　前項に規定する超過回数が五回以上十回未満の場合において、当該超過回数のうちに市場の特殊要因等に起因すると認められるものがあるときには、当該回数から当該特殊要因等に起因すると認められるものを控除することができる。

3　前項の規定に基づき、控除を行った場合は、その都度、その旨及び市場の特殊要因等に起因すると認められると判断した理由を、所管金融庁長官等に届け出なければならない。

第十二条第一項中「前条第一項」を「第十条第一項」に改める。

第十三条を次のように改める。

（一般市場リスク相当額を算出するための内部管理モデル方式の承認の基準）

第十三条　所管金融庁長官等は、一般市場リスクの算出について第十条第一項の承認をしようとするときは、定性的基準及び定量的基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

2　前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一　市場リスクの管理の過程の設計及び運営に責任を負う部署（以下「市場リスク管理部署」という。）が、市場リスク相当額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置されていること。

二　市場リスク管理部署は、適切なバック・テスティング及びストレス・テストを定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三　リスク計測モデルの正確性が、市場リスク管理部署により継続的に検証されること。

四　リスク計測モデルが当該モデルの開発から独立し、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、リスク計測モデルの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によってリスク計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証は、次に掲げる事項を含まなければならない。

イ　リスク計測モデルの用いる前提が不適切であることによりリスクを過小に評価していないこと。

ロ　第二号に規定するバック・テスティングに加え、金融商品取引業者のポートフォリオとリスク計測モデルの構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られること。

ハ　仮想的なポートフォリオを使用した検証により、リスク計測モデルが、ポートフォリオの構造的な特性から生じ得る影響を適切に把握していると評価できること。

五　取締役等（取締役若しくは執行役又は執行役員（取締役又は執行役に準じて社内で責任を負うものをいう。）をいう。第十五条の四第五号において同じ。）が、市場リスクの管理手続に積極的に関与していること。

六　リスク計測モデルが、通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

七　リスク計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

八　市場リスクの計測過程について、原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。